

## 平成30年度 財団せせらぎ 助成金使用報告書

所属	福岡大学法学部	職名	教 授	助成 金額	250,000 円
氏名	久保 寛展				

研究や活動等のテーマ（申請書に記入した内容を記入すること。）

外国子会社における人権侵害に対する親会社の法的責任—ドイツ法からみた親会社経営者の責任リスクの一側面

助成金の使用実績の概要（日本語で記入すること。図・グラフ等の記載は必須ではない。）

**(1)本研究の目的** 本研究は、主として発展途上国に所在する海外子会社における劣悪な労働条件で働く従業員や児童労働の人権侵害問題に関して、法的な観点から、世の中を少しでも明るい方向に前進させる取り組みを行う必要があるとの認識に基づき、議論の先行がみられるドイツ法を中心に比較法的検討を行うことで、法的解決の可能性をわが国に提言することを目的とする。

**(2)本研究の出発点** 海外では、下請け会社における劣悪な労働安全基準のもとでの工場火災や子会社従業員のアスベストによる肺病の罹患だけでなく、さらに海外子会社の従業員の殺害に対して親会社経営者が何ら介入しなかった事案や、海外支社の従業員が現地警察と一緒に鉱山経営に抗議した現地の村民に対して対抗措置として拷問・性的虐待を行った事案も明らかになっている。このような海外での人権侵害に対して何らかの法的措置が考慮できないのかとの観点が出発点である。

**(3)助成金の使用実績** こうした研究目的の達成のため、主として必要な文献収集に努めることにした。そのための書籍購入費ならびに国内出張旅費が、今回の助成金の主要な支出項目になった。国内外の書籍が中心であるが、とりわけドイツの記念論文集である”Zwischenbilanz : Festschrift für Dagmar Coester-Waltjen”および”Ars aequi et boni in mundo : Festschrift für Rolf A. Schütze”に所収された有意義な論文等については国内出張を通じて立教大学で入手することができた。また、Kaleck/Saage-Maaß, Unternehmen vor Gericht – Globale Kämpfe für Menschenrechte, 2016 もインターネットを通じて購入できたほか、国内の書籍に関しても、紙幅の関係上すべてを網羅することはできないが、本研究に係する私法（民法・商法・会社法・民事訴訟法等）関連のものを中心に購入することができた。

**(4)本研究の成果** 企業は国境を越えて事業活動を行う以上、前述のような企業（親会社または内国会社）の海外子会社または下請け企業の人権侵害について、被害者が直接保護される法的措置につき困難な側面があることは否定できない。しかしドイツでは、発展途上国で事業活動を行う子会社等ではなく、そのドイツ所在の親会社取締役等に対して責任追及（損害賠償）ができないのかが議論されている。今回の研究を通じて、結論として「ドイツの親会社取締役等が人権侵害という危険の源泉を作出したことに基づき、他人への加害行為を可能な限り回避する社会生活上の義務を当該親会社取締役等に課し、当該義務に基づき具体的に海外子会社等の選定・監督のための事前の組織構築義務を負わせ、当該組織構築義務の違反によってドイツの親会社取締役等の責任追及が認められうる」ことがわかった。こうした理論構成はわが国でも重要であり、この点を中心にわが国に提言を行った。

## 助成金の使用金額及び用途

今回の助成金の支出の内訳は、①書籍購入費、②国内出張旅費、③郵送費の3点である。

①書籍購入費：当該費目が助成金の大半を占めるが、国内外の書籍代として総額で18万4,558円を使用した。

②国内出張旅費：立教大学図書館での資料収集のため、交通費（航空券代）と宿泊費を併せて5万7,780円を使用した。

③郵送費：別件にてドイツへ出張した際に資料収集も行い、現地からの当該資料の郵送費として約8,241円（65.59ユーロ）を支出した。

以上、合計で25万0,579円を支出した（なお、579円の超過分は自らの支出である）。

助成金を使用した成果に関する発表（インターネットに公表されている場合はURLを記載すること。）

本研究成果は、現在、同志社法学404号429-460頁（2019）において公表されている（なお、今後、インターネット上で、同志社大学学術リポジトリの同志社法學（研究紀要論文）[<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/?lang=0>]において公表される）。